

大規模災害発生時における九州ブロック 災害廃棄物対策行動計画

ブロック内連携マニュアル
(対応フロー及び解説)

令和3年度時点改訂案

大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会

<目 次>

1. 事前の備え・検討	1
【関係者の主な役割】	1
【解説】	1
【関係者の具体的な行動】	2
【「1. 事前の備え・検討」における各関係者の連絡事項】	3
【「1. 事前の備え・検討」における連絡様式】	4
2. 発災直後	5
【関係者の主な役割】	5
【解説】	6
【関係者の具体的な行動】	7
【「2. 発災直後」における各関係者の連絡事項】	9
【「2. 発災直後」における連絡様式】	10
3. ブロック内連携体制の構築	12
【関係者の主な役割】	12
【解説】	12
【関係者の具体的な行動】	13
【「3. ブロック内連携体制の構築」における各関係者の連絡事項】	14
【「3. ブロック内連携体制の構築」における連絡様式】	15
4. 情報収集	17
【関係者の主な役割】	17
【解説】	17
【関係者の具体的な行動】	18
【「4. 情報収集」における各関係者の連絡事項】	22
【「4. 情報収集」における連絡様式】	23
5-1. (ケース1) 広域連携チームによるマッチング	29
【関係者の主な役割】	29
【解説】	30
【関係者の具体的な行動】	31
【「5-1. (ケース1) 広域連携チームによるマッチング」における連絡事項】	34
【「5-1. (ケース1) 広域連携チームによるマッチング」における連絡様式】	36
5-2. (ケース2) 広域連携チームによる支援可能な内容の提示	39
【関係者の主な役割】	39
【解説】	40
【関係者の具体的な行動】	41
【「5-2. (ケース2) 広域連携チームによる支援可能な内容の提示」における連絡事項】	43
【「5-2. (ケース2) 広域連携チームによる支援可能な内容の提示」における連絡様式】	44

■マニュアル中の各関係者の説明

関係者		備考
発災前・直後	県	
	市町村※	一部事務組合・広域連合も含むものとする（以下も同様）。
被災状況確認後	被災県	発災直後の被災状況に関する情報（あるいは気象予報などから予見される情報）をもとに、REO九州において、「被災県」と位置付ける。
	被災県内の被災市町村（以下、「被災市町村※」）	被災県内で災害廃棄物の発生が見込まれる市町村を指す。
	被災県内で支援可能な市町村（以下、「被災県内支援市町村※」）	災害廃棄物の発生がほとんど見込まれない場合は、被災県内にあっても、他の被災市町村を可能な範囲で支援する役割を担うものとする。
	広域連携チーム	「ブロック内連携」の一環として、被災県庁内に拠点を設置することを基本とするチーム。支援に当たることのできる県・市の協議会構成員及び九州地方環境事務所等で構成される。被災県内で被災した自治体の支援・受援に関する調整事務等の支援を中心とした役割を担い、被災県の災害廃棄物対策班のサポートを行う。
	支援県	九州ブロック内で被災県の支援に当たる、被災県以外の県を指す。発災後の被災状況に関する情報（あるいは気象予報などから予見される情報）をもとに、REO九州において「支援県」と位置付ける。
	支援県内の市町村（以下、「支援市町村※」）	支援県内の市町村全てを指し、その中でも、被災市町村に対して支援が可能な場合は、その情報を当該支援県と共有するとともに、要請に応じて支援を行うものとする。
	被災県のうち、県内処理で対応する県	被災しているものの、県内処理で対応可能な（ブロック内連携を必要としない）場合は、ブロック内連携の枠組みから外れる。ただし、当該県内に他の被災県・市町村への支援の意向がある市町村があった場合は、この情報について、広域連携チームと情報共有を行う必要がある。
	当該県内市町村	他の被災県・市町村への支援の意向がある場合は、「支援県内の市町村」と同様の対応を進めることを妨げない。
廃棄物処理事業者団体（全国的な統括組織）	必要に応じ、各県内の事業者団体と、広域連携チーム・被災県・REO九州等との情報共有、連絡調整等の役割を担うものとする。 ※構成員としては、全国産業資源循環連合会九州地域協議会が該当	
各県の事業者団体（以下、「民間団体」）	適宜、民間団体に加盟する事業者（会員）からの災害廃棄物処理支援に関する情報を収集し、事業を管轄する県や市との情報共有を行う。	
民間団体加盟事業者（以下、「会員」）	収集運搬、処理・処分、仮置場の運営等に係る事業者を指す。	
九州地方環境事務所（以下、「REO九州」）	発災後、広域連携チームが設置されるまで、九州ブロック内の連携体制構築に関して中心的な役割を担うものとする。広域連携チーム設置後は、REO九州も広域連携チームの一員として対応することを想定する。	
九州地方整備局	適宜、REO九州と情報共有（必要に応じて可能な支援）を行う。	
沖縄総合事務局	適宜、REO九州と情報共有（必要に応じて可能な支援）を行う。	
有識者	九州ブロック協議会に参加している有識者を指す。 適宜、REO九州と情報共有（必要に応じて可能な支援）を行う。	

※市町村のうち構成員のみをさす場合は、「市」、「被災市」、「支援市」といった表現とする。

1. 事前の備え・検討

【関係者の主な役割】

関係者	主な役割
県	各県で策定した災害廃棄物処理計画に基づき、災害に備えた平時の対応を進めておく。 発災が予見される際に REO 九州から広域連携チーム設置に向けた要請があった場合は、チームへの参加（職員派遣）の可否を検討する。
市町村（一部事務組合・広域連合含む※） （うち、構成員の市）	各市町村で策定した災害廃棄物処理計画に基づき、災害に備えた平時の対応を進めておく。 発災が予見される際に REO 九州から広域連携チーム設置に向けた要請があった場合は、チームへの参加（職員派遣）の可否を検討する。
民間団体	県や市町村と締結している災害時応援協定等に基づき、災害に備えた連絡体制を構築しておく。
九州地方整備局	協議会構成員と、必要な情報の共有、連絡体制の構築を図っておく。
沖縄総合事務局	協議会構成員と、必要な情報の共有、連絡体制の構築を図っておく。
有識者	協議会構成員と、必要な情報の共有、連絡体制の構築を図っておく。
REO 九州	協議会構成員と、必要な情報の共有、連絡体制の構築を図っておく。 発災が予見される際には、広域連携チーム設置に備えた要請を県・市の構成員へ行う。

※以下、「市町村」表記も同様に、一部事務組合・広域連合を含むものとする。

【解説】

平時のうちは、災害に備えた体制作りとして、必要な準備、情報共有等を行っておくことになる。

県や市町村は、災害廃棄物処理計画に基づいてこれらの準備を進めておくものとするが、昨今頻発する災害等における災害廃棄物処理の知見等をもとにした既存の災害廃棄物処理計画の改訂や、災害を想定した研修・訓練等の実施による人材育成など、災害時の対応力を向上させるための対応も、平時の備えの一環として挙げられる。

民間団体は、県や市町村と締結している災害時応援協定等に基づき、連絡体制の確認や支援に関する内容・条件等の確認など、災害時に速やかな支援体制が構築できるように備えておくものとする。

九州地方整備局、沖縄総合事務局は、それぞれの専門とする分野のもとで災害時に対応に当たることから、国の地方支分部局同士で必要な情報共有が図れるよう、ブロック協議会等の場を通じて、連絡体制の構築を図っておく。

有識者は、災害廃棄物への対応に当たって専門的な知見・技術を有していることから、災害時に、REO 九州を通じて協議会構成員らへ必要な情報提供などが行えるよう、ブロック協議会等の場を通じて、連絡体制の構築を図っておく。

REO 九州は、九州ブロック協議会の事務局として、ブロック協議会やセミナー等、協議会構成員らが情報共有や連絡体制の構築を図れる場を設ける。

なお、災害が発生していない状況であっても、台風の接近など、気象情報等から災害級の被災が予見される状況となる場合には、REO 九州から構成員に対して、改めて事前の対応に係る周知を図った上で、構成員はそれぞれの立場から、必要な対応（災害に備えた連絡体制の確認、災害廃棄物処理計画に基づく準備、関係者間での必要な情報提供・情報共有など）を行うものとする。

【関係者の具体的な行動】

ア) 平時の対応

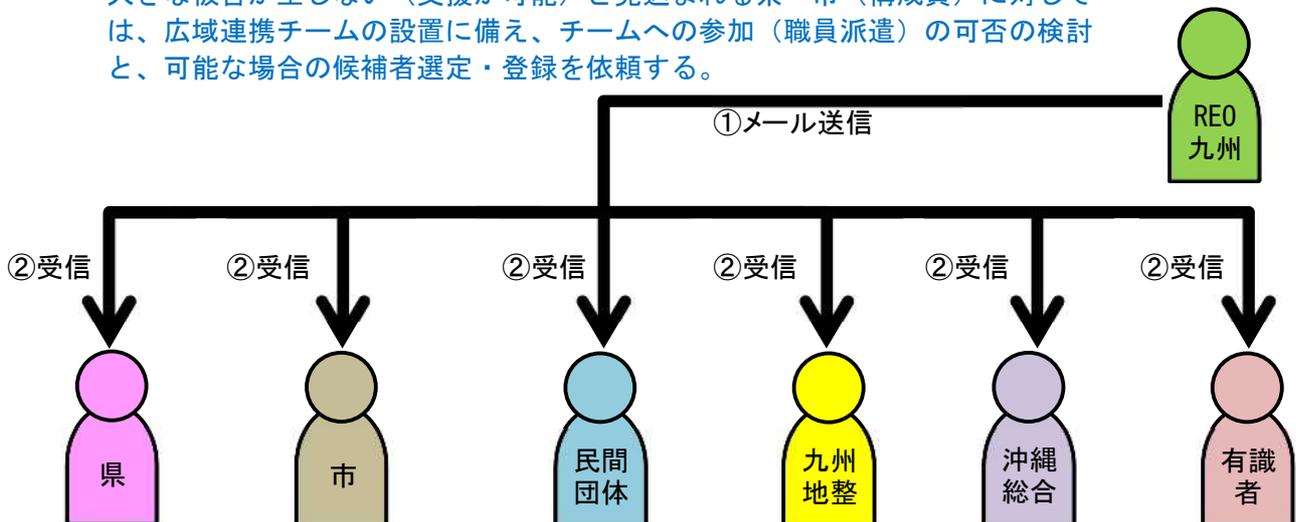
REO 九州は、平時からブロック内自治体等の災害廃棄物対策に係る情報の把握に努め、九州ブロック協議会において情報共有できるようにしておくことを基本とする。各県・市町村等個々の災害への事前の備え・対応等については、それぞれの災害廃棄物処理計画や災害時応援協定に基づく行動となるため、本マニュアルで具体的な対応は規定しない。

イ) 九州ブロック内で連携を要し得る規模の災害の発生が予見される場合の対応

(1) 発災に備えた事前の準備対応を、REO 九州から構成員に対して要請する。

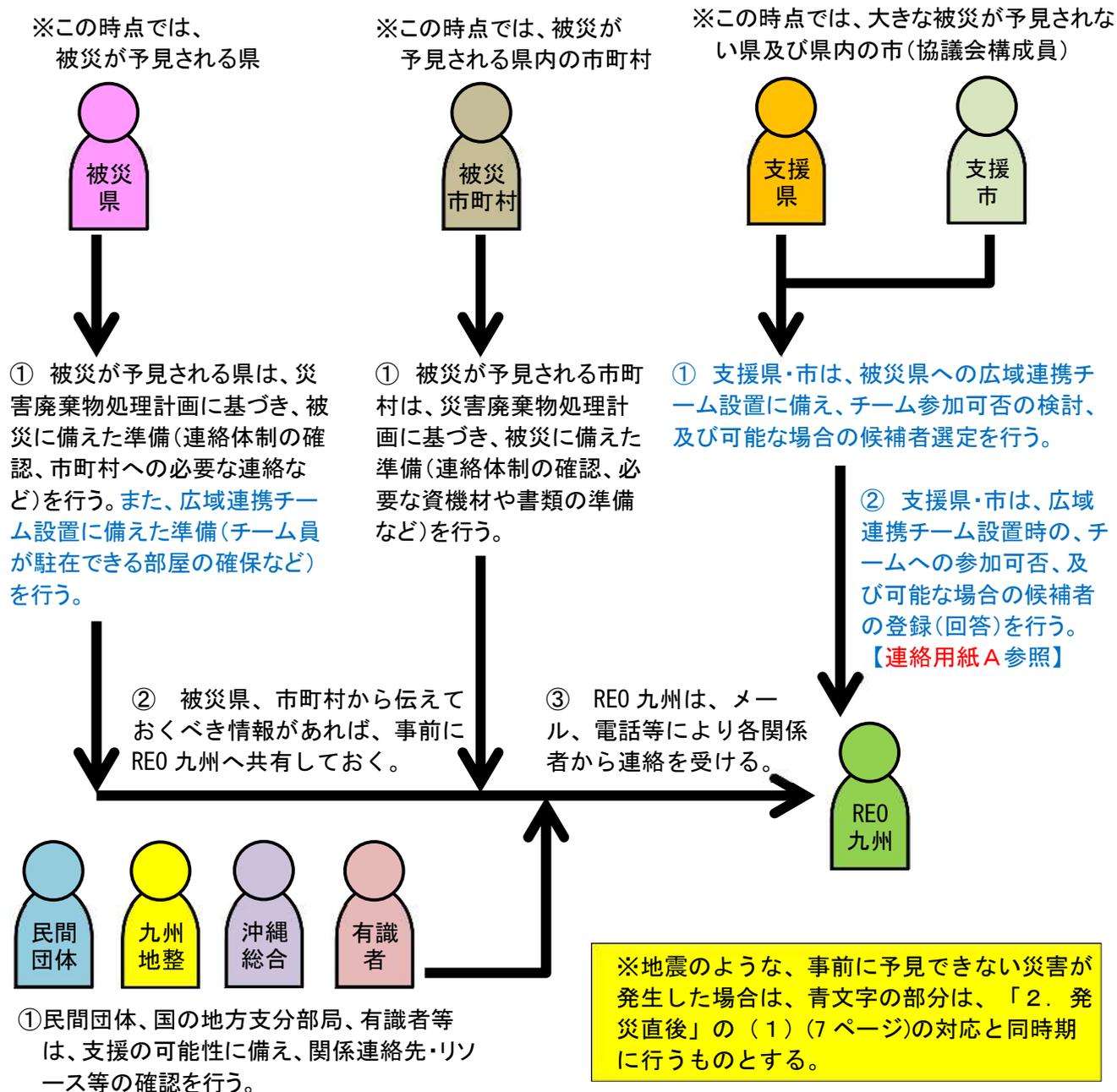
① REO 九州から構成員全員に対しメールを送信し、発災に備えた事前の準備、発災後の情報共有等呼びかける。

また、被害が生じると見込まれる県に対しては、広域連携チームが設置される場合に備えた準備（最小限の依頼として、駐在できる部屋の確保）を依頼する。大きな被害が生じない（支援が可能）と見込まれる県・市（構成員）に対しては、広域連携チームの設置に備え、チームへの参加（職員派遣）の可否の検討と、可能な場合の候補者選定・登録を依頼する。



※地震のような、事前に予見できない災害が発生した場合は、青文字の部分、「2. 発災直後」の(1)の対応と同時期に行うものとする。

(2) 発災に備えた事前の準備対応を進める。



【「1. 事前の備え・検討」における各関係者の連絡事項】

関係者	連絡先	連絡事項
支援県、支援市(構成員)	REO九州	・ 広域連携チームへの参加の可否 ・ チームへの参加可能な場合の候補者 【連絡用紙Aの使用を想定】
被災県	被災市町村、REO九州	・ 指定する情報はないが、必要な情報があれば、適宜連絡・情報共有を行う。
被災市(構成員)、民間団体、九州地方整備局、沖縄総合事務局、有識者	REO九州	・ 指定する情報はないが、必要な情報があれば、適宜連絡・情報共有を行う。

【「1. 事前の備え・検討」における連絡様式】

連絡用紙A <支援県・市（構成員） → RE0九州>

連絡用紙A : 広域連携チームへの参加の可否

支援県・市（構成員） → 九州地方環境事務所

自治体名・所属:

回答者名 :

広域連携チームへの派遣可否

可 ・ 不可

（「可」の場合）

広域連携チームへの派遣候補者名

所属:

役職:

氏名:

緊急連絡先:

派遣形態: 現地派遣 ・ リモートでの対応

2. 発災直後

【関係者の主な役割】

関係者	主な役割
被災県	県内の市町村における被災の有無や被災状況について確認を行い、これらを取りまとめ、REO九州と情報共有を行う。
被災市町村	県からの照会に対し、被災の有無や被災状況を伝える。
被災県内支援市町村	県からの照会に対し、被災の有無や被災状況を伝える。被災しておらず、県内の支援が可能な場合は、その旨も伝える。
支援県	広域連携チームへの参加（職員派遣）の可否について検討する。
支援市町村 (うち、 構成員の市)	このシーンでの対応は特になし。 広域連携チームへの参加（職員派遣）の可否について検討する。
民間団体	このシーンでの対応は特になし。
九州地方整備局	このシーンでの対応は特になし。
沖縄総合事務局	このシーンでの対応は特になし。
有識者	このシーンでの対応は特になし。
REO九州	この時点で被災県と判断しているところに対し、被災の有無や被災状況に関する照会を行う。発災前に広域連携チーム設置に備えた要請を行っていない場合は、この時点で県・市の構成員へ要請を行う。

【解説】

発災直後は、各県・市町村において、被災状況の把握に努める。

並行して、九州地方環境事務所では、九州ブロック内における被災状況に関する情報を収集し、「被災県」となる県を位置づける（発災前に予見されていた場合も、この時点で改めて明確にする）。また、被災県以外の九州ブロック内の県は、「支援県」と位置づける。

市町村については、支援県内の市町村は全て「支援市町村」と位置づけられるが、被災県内の市町村については、被災状況によっては支援に当たることのできる市町村も出てくる可能性があるため、被災状況の調査結果から、被災県にて「被災市町村」と「支援可能な市町村（被災県内支援市町村）」に区分する。なお、「支援市町村（及び被災県内支援市町村）」は、被災していない市町村（＝支援可能な立場にある市町村）を指しているものであり、何らかの支援を強制するものではない。

以上の区分により、県・市町村は支援側と受援側に分かれ、それぞれの立場から災害廃棄物処理対応に当たるものとする。

ブロック内連携を要するか否かは、発災直後の時点では判断できていない場合もあるが、発災直後の混乱の中にあって、いち早くブロック内連携体制を構築し、情報の整理や、支援・受援に関する調整を円滑かつ迅速に進めるための準備段階と捉え、支援に当たる可能性のある関係者（支援県・支援市町村、民間団体等）は、発災直後の報道、被災地域からの情報等を踏まえ、あらかじめ支援の実施に備えた対応（支援可能な情報の整理、人的支援を行う場合の人選等）を検討しておくことが望ましい。

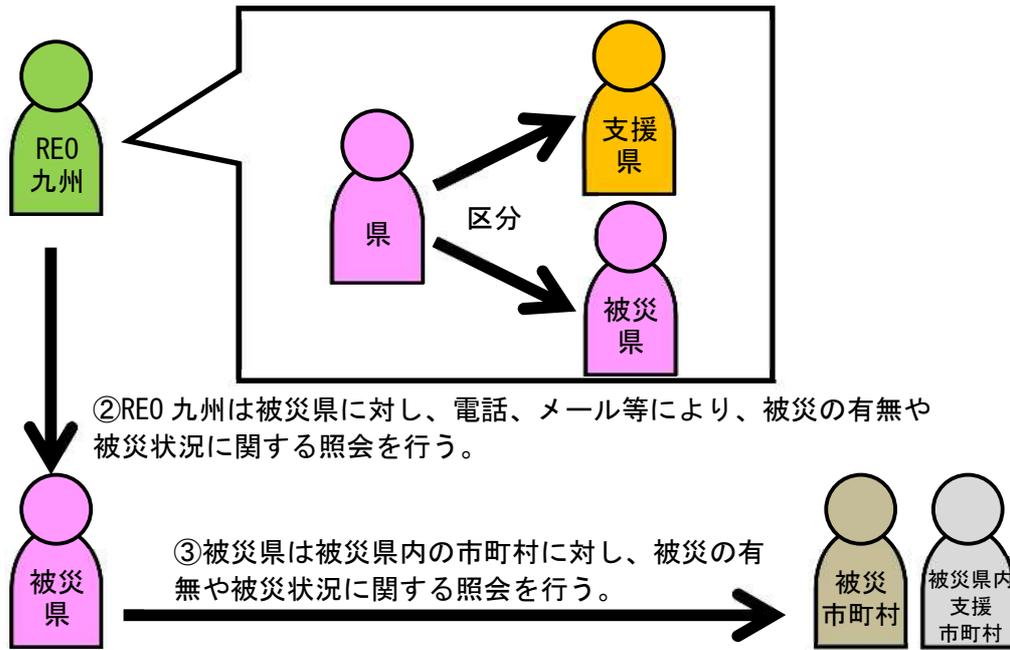
なお、ブロック内連携の一環として広域連携チームが設置されるまでは、九州地方環境事務所が中心となり関係者との連絡調整を行うものとし、広域連携チーム設置以降は、広域連携チームを中心とした支援・受援の調整（マッチング）を行うものとする。

※ 本マニュアルでは、「被災県」における災害廃棄物処理について、ブロック内連携に基づいて支援を行うことを前提とするが、実際は、被災県であっても県内処理で対応する（ブロック内連携による支援を必要としない）ケースもあり得る。この場合は、当該自治体の災害廃棄物処理計画、地域防災計画等に基づき、独自に災害廃棄物処理対応を進めていくものとする（県内処理）。ただし、県内処理であっても、九州地方環境事務所を中心として情報共有を継続し、必要と判断された場合には、ブロック内連携体制に移行することもある。

【関係者の具体的な行動】

(1) REO九州は、発災直後の報道等に基づき、被災していると考えられる県を「被災県」、それ以外の県を「支援県」と位置づける。その上で、被災県に対し、被災状況についての照会（情報収集）を行う。

- ①REO九州は、発災直後からの報道等により得られる情報を基に、九州ブロック内の県のうち大規模な被害が生じていると考えられる県を「被災県」と位置づける。また、被災県以外の県は「支援県」と位置づける。
 ※その後の詳細な状況把握に伴い、区分を見直すこともあり得る。

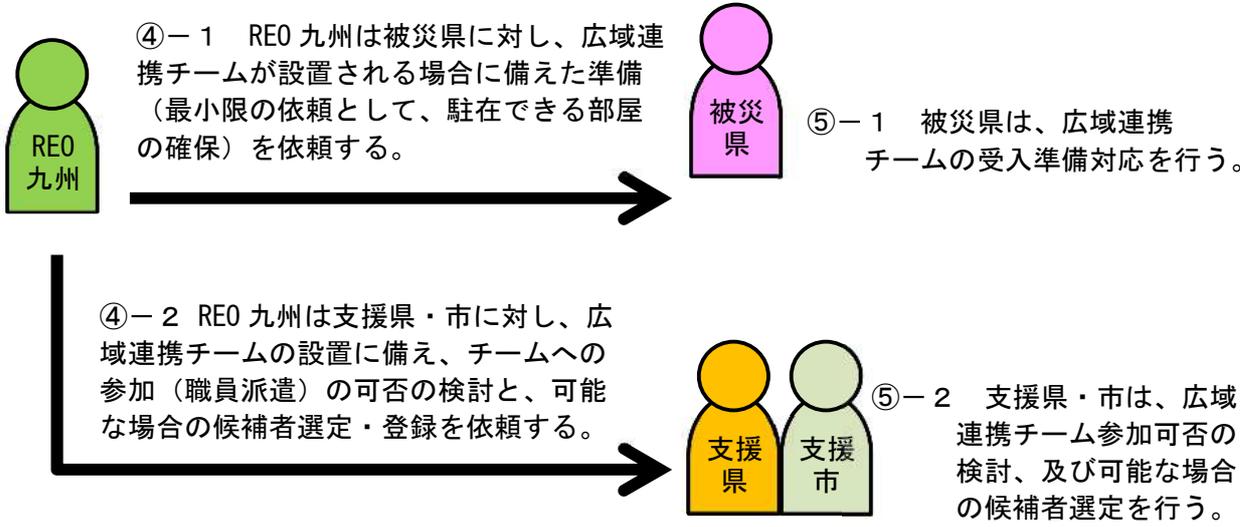


②REO九州は被災県に対し、電話、メール等により、被災の有無や被災状況に関する照会を行う。

③被災県は被災県内の市町村に対し、被災の有無や被災状況に関する照会を行う。

※この時点では、被災市町村と被災県内支援市町村は明確に区別できていないため、全ての県内市町村に照会する。

※地震のような、事前に予見できない災害が発生した場合（「1. 事前の備え・検討」（2）の対応ができていない場合）は、以下の対応も合わせて行うものとする。



④-1 REO九州は被災県に対し、広域連携チームが設置される場合に備えた準備（最小限の依頼として、駐在できる部屋の確保）を依頼する。

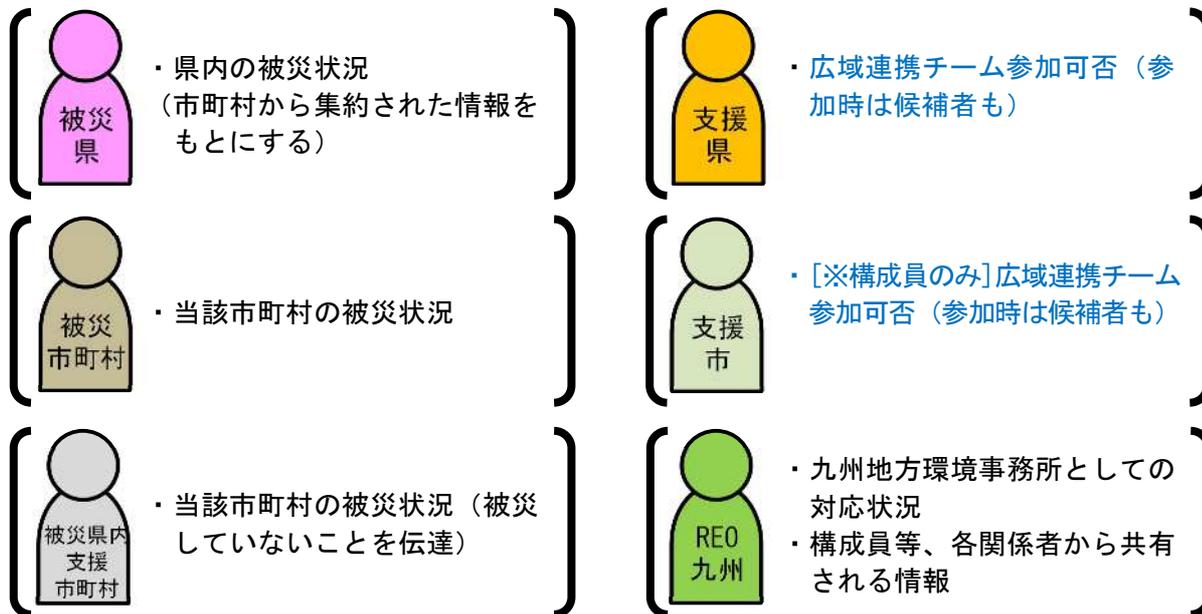
⑤-1 被災県は、広域連携チームの受入準備対応を行う。

④-2 REO九州は支援県・市に対し、広域連携チームの設置に備え、チームへの参加（職員派遣）の可否の検討と、可能な場合の候補者選定・登録を依頼する。

⑤-2 支援県・市は、広域連携チーム参加可否の検討、及び可能な場合の候補者選定を行う。

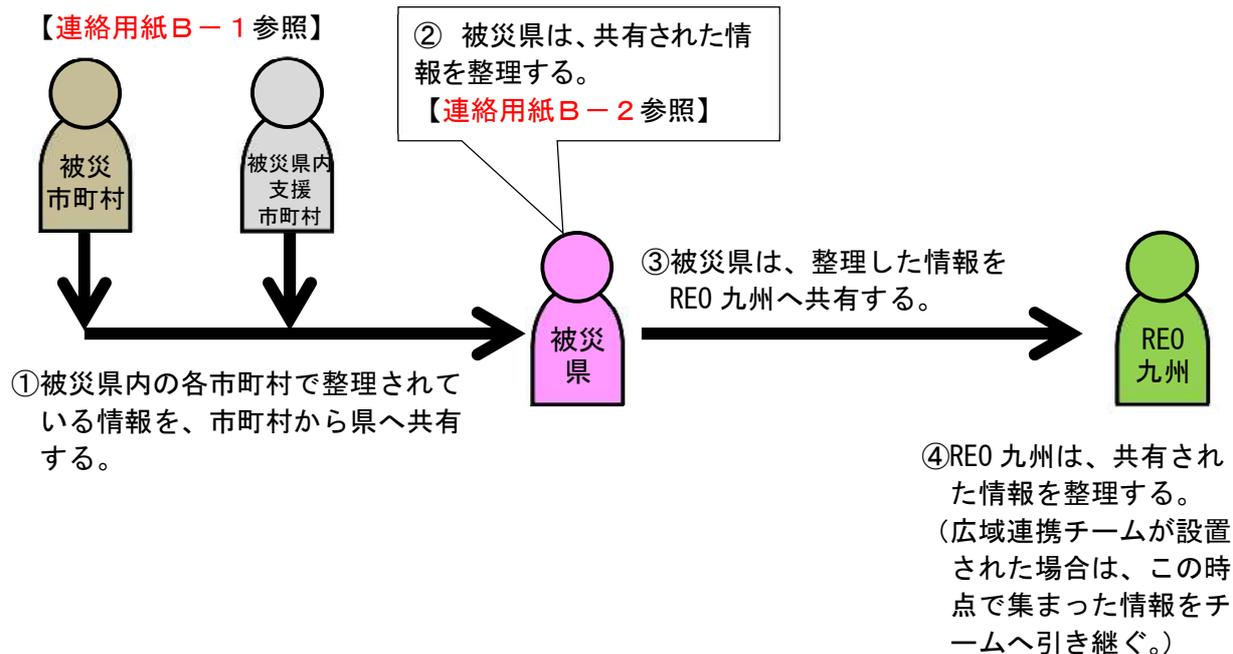
(2) 各関係者において、自ら持つ情報の整理を行う。

①各関係者は、それぞれの立場から情報の整理を行う。

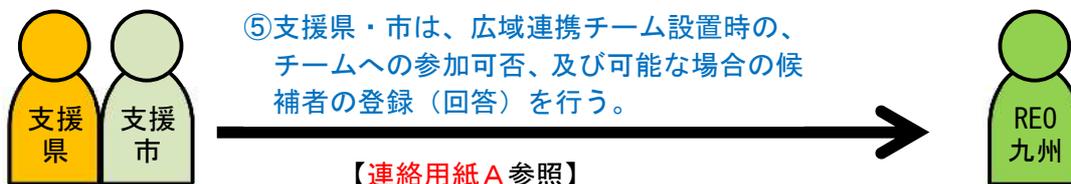


※地震のような、事前に予見できない災害が発生した場合、「1. 事前の備え・検討」(2)で整理することとしていた青文字の情報も合わせて整理するものとする。

(3) 関係者間において、情報整理を行う。



※地震のような、事前に予見できない災害が発生した場合(「1. 事前の備え・検討」(2)の対応ができていない場合)は、以下の対応も合わせて行うものとする。



【「2. 発災直後」における各関係者の連絡事項】

関係者	連絡先	連絡事項
被災市町村、被災県内支援市町村	被災県	・当該市町村の被災状況 【連絡用紙B-1の使用を想定】
被災県	REO九州	・県内の被災状況 【連絡用紙B-2の使用を想定】
支援県、支援市(構成員)	REO九州	・広域連携チーム参加可否 (参加時は候補者も) 【連絡用紙Aの使用を想定】

【「2. 発災直後」における連絡様式】

連絡用紙B-1 <被災県内の市町村 → 被災県>

連絡用紙B-1 : 各市町村の被災状況

被災県内の市町村 → 被災県

日付 :

自治体名・所属 :

回答者名 :

■ 廃棄物処理施設の状況

()

■ 庁舎機能の支障

(あり ・ なし)

■ 災害廃棄物の発生状況

※発生しているか(しそうか)、していないか

(あり ・ なし)

■ 仮置場の設置状況

※設置しているか(する予定か)、しないか

(開設済み ・ 開設準備中 ・ 今後開設予定 ・ 開設しない)

■ (被災していない場合) 支援の可否

(可 ・ 不可)

■ その他連絡事項

()

連絡用紙B-2： 県内市町村の被災状況取りまとめ 被災県 → 九州地方環境事務所

※ 県内市町村の連絡用紙B-1の回答に基づいてご記入ください。

回答日付:	回答者名:
-------	-------

自治体名	廃棄物処理施設の状況	庁舎機能の支障	災害廃棄物の発生状況	仮置場の設置状況	備考
		有・無	有・無	開設済・開設準備中 開設予定・開設しない	
		有・無	有・無	開設済・開設準備中 開設予定・開設しない	
		有・無	有・無	開設済・開設準備中 開設予定・開設しない	
		有・無	有・無	開設済・開設準備中 開設予定・開設しない	
		有・無	有・無	開設済・開設準備中 開設予定・開設しない	
		有・無	有・無	開設済・開設準備中 開設予定・開設しない	
		有・無	有・無	開設済・開設準備中 開設予定・開設しない	
		有・無	有・無	開設済・開設準備中 開設予定・開設しない	
		有・無	有・無	開設済・開設準備中 開設予定・開設しない	
		有・無	有・無	開設済・開設準備中 開設予定・開設しない	
		有・無	有・無	開設済・開設準備中 開設予定・開設しない	

3. ブロック内連携体制の構築

【関係者の主な役割】

関係者	主な役割
被災県	REO九州と、広域連携チームの設置に関する調整・協議を行う。チームを設置することになった場合は、受入準備（県庁内におけるチーム員が駐在できる部屋の確保、被災県側の連絡窓口担当者の選定など）を行う。
被災市町村	このシーンでの対応は特になし。
被災県内支援市町村	このシーンでの対応は特になし。
支援県	広域連携チームへの参加（職員派遣）を「可」として候補者の職員を登録していた場合、チーム設置決定に伴い、最終的な意思表示を行い、派遣準備を進める。（変更時はREO九州へその旨連絡）
支援市町村	このシーンでの対応は特になし。
（うち、 構成員の市）	広域連携チームへの参加（職員派遣）を「可」として候補者の職員を登録していた場合、チーム設置決定に伴い、最終的な意思表示を行い、派遣準備を進める。（変更時はREO九州へその旨連絡）
民間団体	このシーンでの対応は特になし。
九州地方整備局	このシーンでの対応は特になし。
沖縄総合事務局	このシーンでの対応は特になし。
有識者	このシーンでの対応は特になし。
REO九州	被災県と、広域連携チームの設置に関する調整・協議を行い、要否の判断を行う。 チームを設置することになった場合は、REO九州からの職員の派遣準備、支援県・市（構成員）へのチーム設置の連絡を行う。また、チーム員のリストを作成し、確定後、構成員間で情報共有する。

【解説】

災害による被害の発生状況など、構成員を通じてREO九州に共有された情報をもとに、REO九州では、ブロック内連携の一環として、広域連携チームの設置が必要か、被災県の意向も確認しながら要否の判断を行う。広域連携チームの設置が必要と判断された場合は、REO九州から、広域連携チーム設置の正式決定について構成員へ情報共有を行うとともに、自らも広域連携チームの一員として活動するための準備を進める。

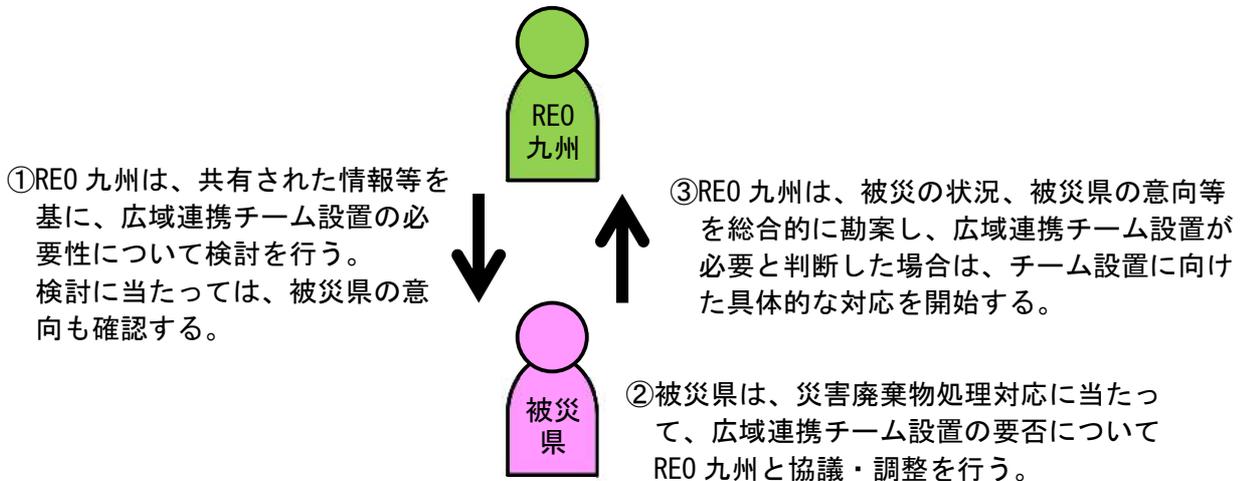
構成員（県・市）は、広域連携チームへの職員派遣について最終的な意思表示をREO九州へ行い、可能な場合は派遣準備を進める。（「可」と回答していた時期と状況が異なり参加できなくなった場合は、この時点で派遣不可もしくは変更者をREO九州へ連絡することになる）。なお、被災県へ職員を派遣できない場合、メールや電話等によりリモートで支援・受援の調整に当たる「後方支援」の可能性についても検討し、可能な場合はその旨をREO九州へ連絡する。

被災県は、災害廃棄物処理対応を進めつつ、チームの受入準備（県庁内におけるチーム員が駐在できる部屋の確保、被災県側の連絡窓口担当者の選定など）を行う。

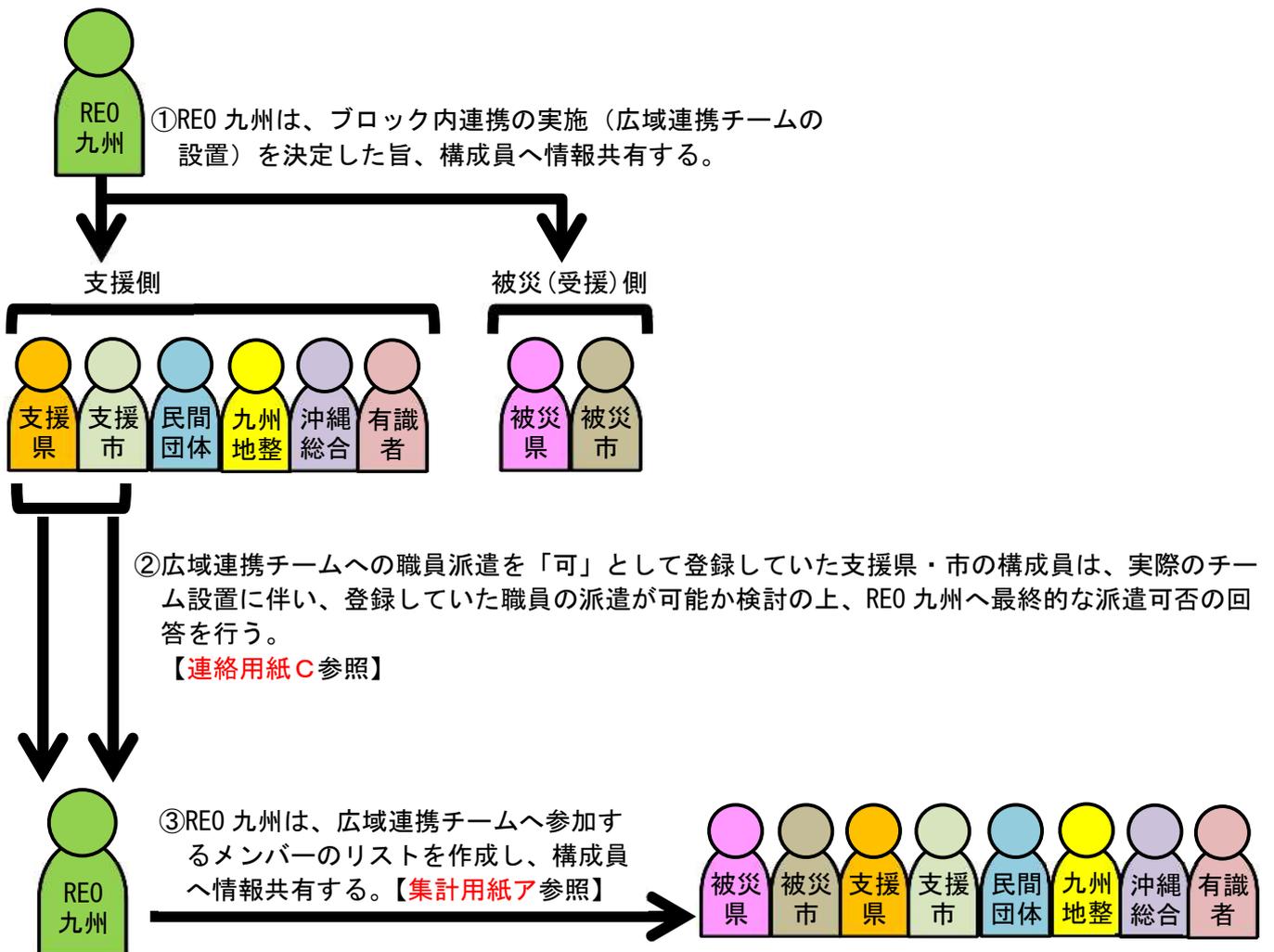
広域連携チームに参加するメンバーが最終的に確定したところで、REO九州はリストを作成し、構成員間で情報共有を行う。

【関係者の具体的な行動】

(1) REO九州と被災県は、確認された被害の状況から、ブロック内連携体制を構築して災害廃棄物処理対応に当たること（広域連携チームの設置の要否）について、協議・調整を行う。



(2) ブロック内連携の実施（広域連携チームの設置）決定に伴い、REO九州は、その旨を構成員間で情報共有するとともに、広域連携チームへの職員派遣を可能としていた支援県・市においては、チームへの正式な職員派遣に関する対応を行う。



(3) 広域連携チームが発足する。



- ①被災県は、広域連携チームが設置（基本は県庁内）されるに当たり、受入準備を行う。
- ・チーム員が駐在できる部屋の確保
 - ・被災県側の連絡窓口担当者の選定
 - ・その他、広域連携チームの円滑な活動のために必要と判断される資料や資機材等の準備（一例として、被災地域の道路通行状況が把握できる地図、浸水や土砂崩れの範囲がわかる地図、災害廃棄物処理計画、仮置場のリスト、プリンタ、通信環境の確保など）



- ②支援県・市から広域連携チームへ参加する職員は、被災県（広域連携チームが駐在できる部屋）へ移動・合流する。
後方支援を行う（リモートで参加する）職員は、チームへの参加準備が整ったことをメール等によりメンバーに連絡する。



- ③REO九州は、広域連携チームへの関係者の合流までの連絡調整役を務める。



- ④広域連携チームが駐在できる部屋に REO九州が到着したところで、チームが正式に発足したものとし、支援県、支援市等の各関係者は、合流できたところから、適宜活動を開始する。

この際、チームに参加している支援県または支援市の中から、チームを代表する取りまとめ役を決定する。

【「3. ブロック内連携体制の構築」における各関係者の連絡事項】

関係者	連絡先	連絡事項
支援県、支援市（構成員）	REO九州	・広域連携チーム参加者 【連絡用紙Cの使用を想定】
REO九州	構成員	・広域連携チームのメンバー 【集計用紙Aの使用を想定】

【「3. ブロック内連携体制の構築」における連絡様式】

連絡用紙C <支援県・市（構成員） → RE0九州>

**連絡用紙C : 広域連携チームへの参加の可否
(最終確認)**

支援県・市(構成員) → 九州地方環境事務所

自治体名・所属 :

回答者名 :

■広域連携チームへの派遣可否 [最終確認](いずれかに○)

・可

・不可

■広域連携チームへの派遣候補者名

(事前登録[連絡用紙A]からの変更の有無にかかわらず、ご記入ください)

所属:

役職:

氏名:

緊急連絡先:

■派遣形態

現地派遣

・ リモートでの対応

■着任可能日

(現地派遣:到着予定日時、リモート:対応開始日時)

年

月

日

時ごろ

4. 情報収集

【関係者の主な役割】

関係者	主な役割
広域連携チーム	各関係者により収集された情報を、チーム内に集約し、メンバー間で共有する。
被災県	被災市町村が必要としている支援に関する情報を集約し、広域連携チームに提供する。 被災県内支援市町村及び県内の民間団体が可能な支援に関する情報を集約し、広域連携チームに提供する。
被災市町村	被災県による情報収集に、可能な範囲で協力する。
被災県内支援市町村	可能な支援に関する情報を、被災県に提供する。
支援県	支援県・支援市町村及び県内の民間団体が可能な支援に関する情報を集約し、広域連携チームに提供する。
広域連携チーム内職員	広域連携チームの欄を参照。
支援市町村	可能な支援に関する情報を、支援県※に提供する。 ※支援県の職員が広域連携チームに参加している場合は、チーム内の当該職員への情報提供でもよい。
広域連携チーム内職員	広域連携チームの欄を参照。
民間団体	可能な支援に関する情報を提供する。被災県内の団体であれば事業を管轄する被災県・市町村に、支援県内の団体であれば事業を管轄する支援県・市町村※に情報を提供する。 ※支援県・市の職員が広域連携チームに参加している場合は、チーム内の当該職員への情報提供でもよい。
九州地方整備局	可能な支援に関する情報を、広域連携チームに参加している REO 九州職員に提供する。
沖縄総合事務局	可能な支援に関する情報を、広域連携チームに参加している REO 九州職員に提供する。
有識者	可能な支援に関する情報を、広域連携チームに参加している REO 九州職員に提供する。
REO 九州	REO 九州が事務所内で収集している情報について、広域連携チームに参加している REO 九州職員へ共有する。
広域連携チーム内職員	広域連携チームの欄を参照。

【解説】

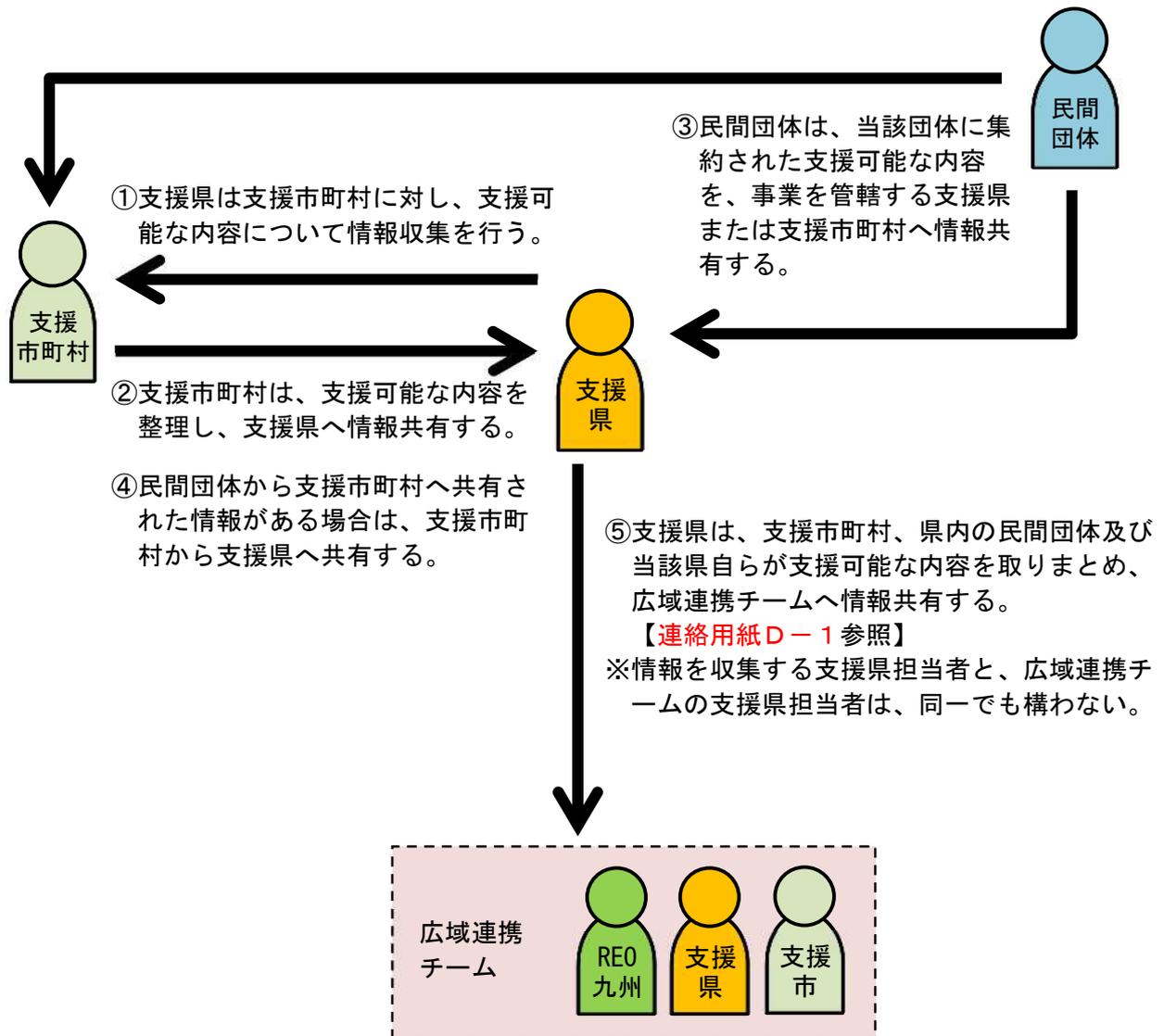
これまでの準備を経て、被災県内に広域連携チームが設置され、チームとしての活動を開始する。支援側、受援側の各関係者からの情報は広域連携チームに集約する。

【関係者の具体的な行動】

(1) 各関係者は、広域連携チームに共有できる情報を整理しておく。

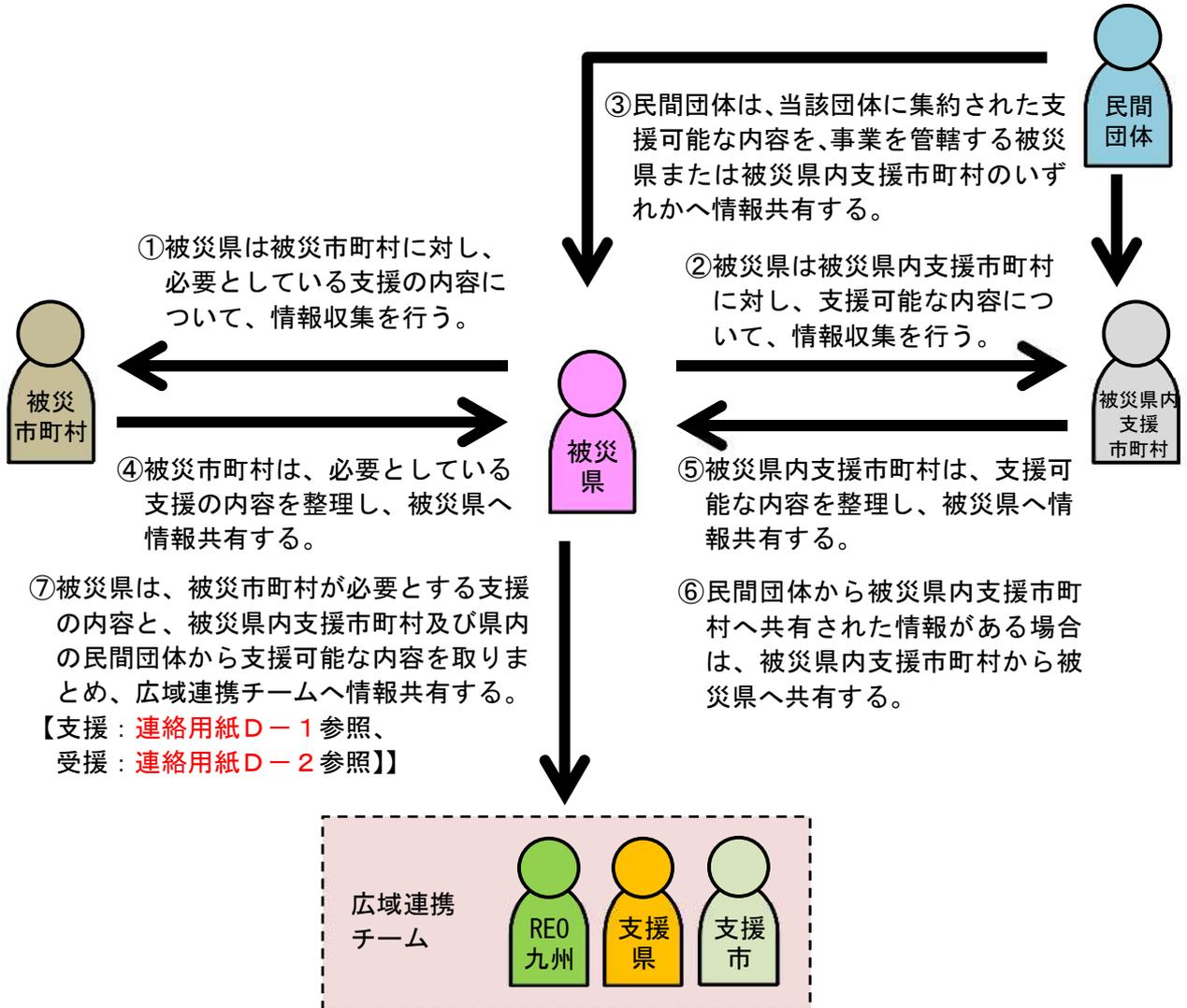
<支援県及び県内市町村の対応>

支援県は、支援市町村、県内の民間団体及び当該県自らが「支援可能な内容」の情報を集約し、広域連携チームへ共有する。



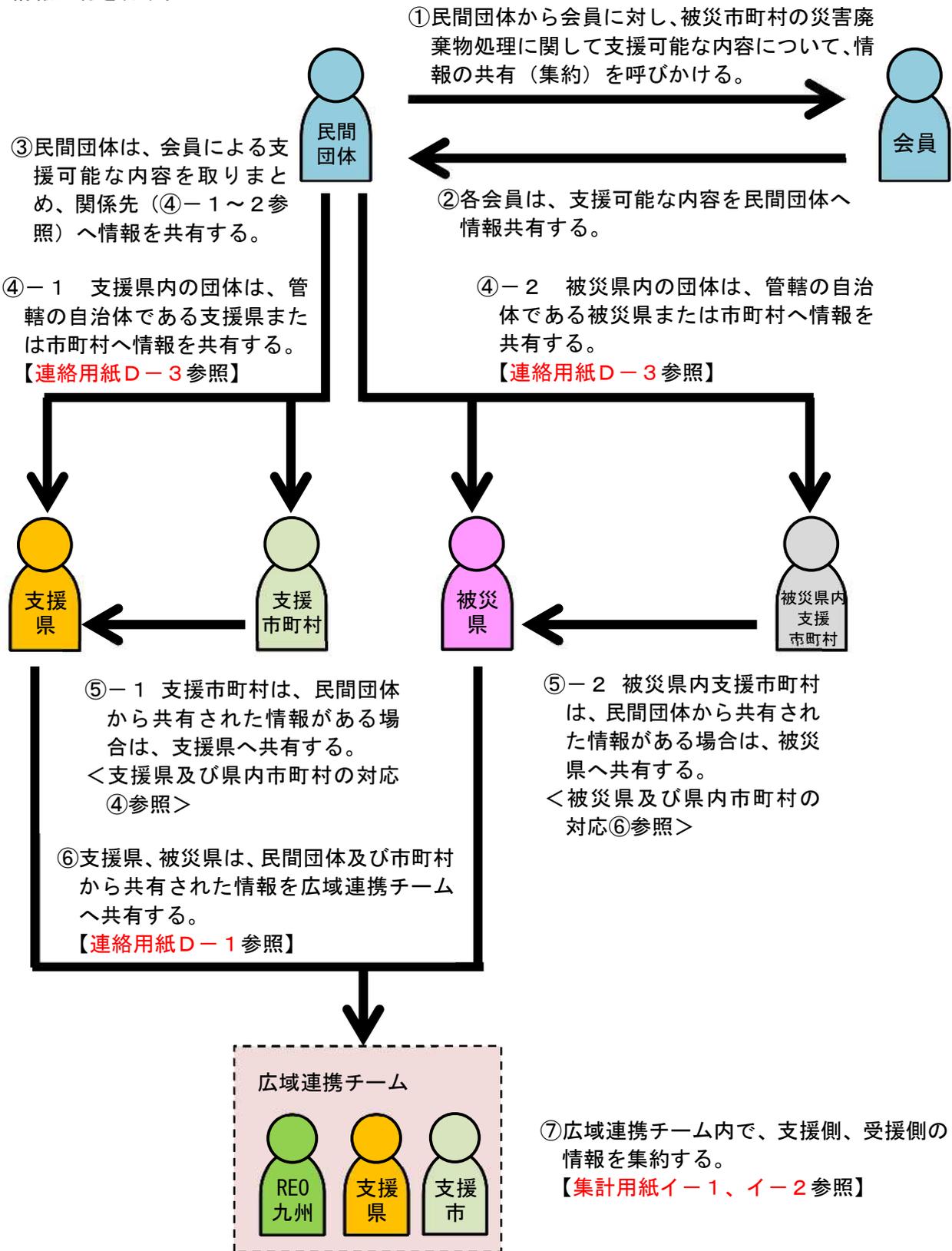
<被災県及び県内市町村の対応>

被災県は、被災市町村が「必要としている支援の内容」と、被災県内支援市町村及び県内の民間団体が「支援可能な内容」の情報を集約し、広域連携チームへ共有する。



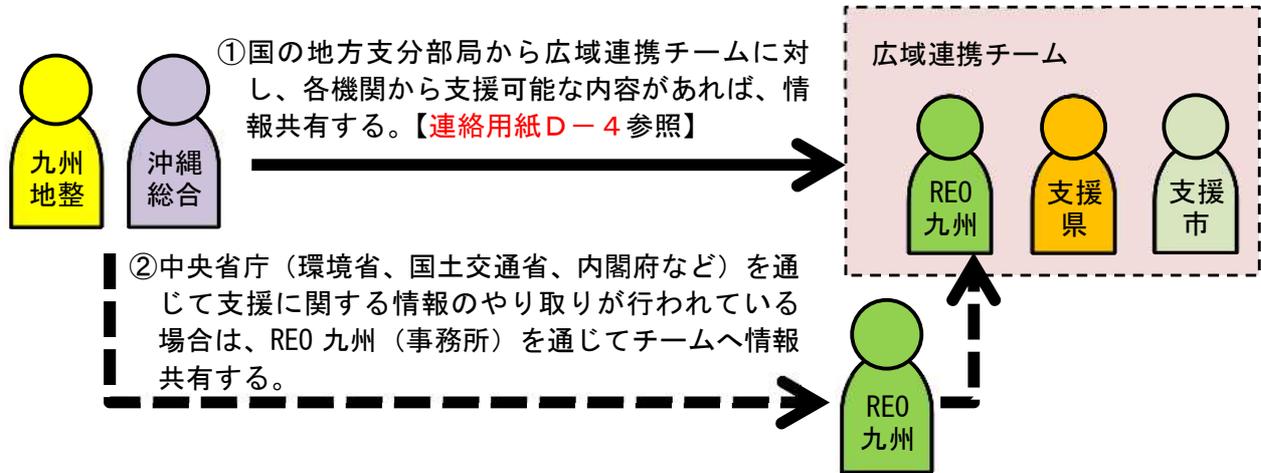
<民間団体の対応>

民間団体は、団体の会員による「支援可能な内容」の情報を集約し、支援県内の団体の場合は当該事業の管轄自治体（支援県・市町村）へ、被災県内の団体の場合は当該事業の管轄自治体（被災県・市町村）へ情報共有を行う。



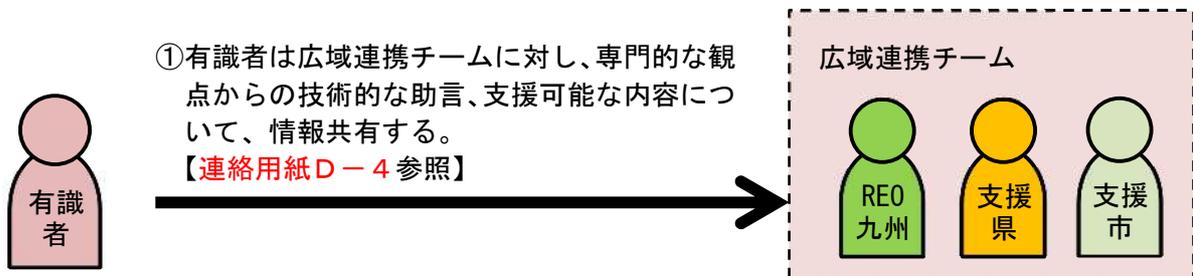
<国の地方支分部局の対応>

国の地方支分部局（九州地方整備局、沖縄総合事務局）は、「支援可能な内容」がある場合、その情報を広域連携チームへ共有する。中央省庁を通じたやり取りになる可能性もあるため、その場合は、REO九州の事務所を通じて広域連携チームへ情報共有を行う。



<有識者の対応>

有識者は、それぞれの専門的な観点から、「技術的な助言」や「支援可能な内容」の情報を広域連携チームへ共有する。



【「4. 情報収集」における各関係者の連絡事項】

関係者	連絡先	連絡事項
支援市町村	支援県	・ 支援可能な内容
支援県	広域連携チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が支援可能な内容 ・ 県内の支援市町村が支援可能な内容 ・ 県内の民間団体（団体会員）が支援可能な内容 【連絡用紙D-1の使用を想定】
被災市町村	被災県	・ 必要としている支援の内容
被災県内支援市町村	被災県	・ 支援可能な内容
被災県	広域連携チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の被災市町村が必要としている支援の内容 【連絡用紙D-2の使用を想定】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の支援市町村が支援可能な内容 ・ 県内の民間団体（団体会員）が支援可能な内容 【連絡用紙D-1の使用を想定】
民間団体（団体会員）	団体の事業を管轄する県・市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体会員が支援可能な内容 【連絡用紙D-3の使用を想定】
九州地方整備局、沖縄総合事務局、有識者	広域連携チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援可能な内容（人的支援、技術的助言など） 【連絡用紙D-4の使用を想定】

【「4. 情報収集」における連絡様式】

連絡用紙D-1 <支援市町村 → 支援県 → 広域連携チーム
 または、被災県内支援市町村 → 被災県 → 広域連携チーム>

市町村(連絡用紙D-3の内容含む) → 支援県・被災県(連絡用紙D-3の内容含む) → 広域連携チーム

■収集運搬

支援組織名	日付	担当者名	連絡先	対象	車両の種類	派遣可能期間	積載量	台数
				ごみ・し尿				

■中間処理

支援組織名	日付	担当者名	連絡先	場所	対象	受入可能物	処理能力	1日最大受入可能量
					ごみ・し尿			

■最終処分

支援組織名	日付	担当者名	連絡先	場所	受入可能物	残余容量	合計受入可能量

■人的支援

支援組織名	日付	担当者名	連絡先	所属	役職	氏名	派遣可能期間	備考(専門分野、経験等)

■その他の支援

支援組織名	日付	担当者名	連絡先	場所	支援可能な内容

■その他の連絡事項

支援組織名	日付	担当者名	連絡先	連絡事項

**連絡用紙D-3：支援可能な内容(民間団体)
民間団体会員 → 民間団体 → 県または市町村**

日付 :

組織名・所属 :

回答者名 :

■収集運搬

事業者名	日付	担当者名	連絡先	対象	車両の種類	積載量	台数
				ごみ・し尿			

■中間処理

事業者名	日付	担当者名	連絡先	場所	対象	受入可能物	処理能力	1日最大受入可能量
					ごみ・し尿			

■最終処分

事業者名	日付	担当者名	連絡先	場所	受入可能物	残余容量	合計受入可能量

■その他の支援

事業者名	日付	担当者名	連絡先	場所	支援可能な内容

■その他連絡事項

--

連絡用紙D-4：支援可能な内容(国の地方支分部局・有識者)
国の地方支分部局・有識者 → 広域連携チーム

日付：

組織名・所属：

回答者名：

■支援可能な内容

支援可能な場所	支援可能な内容

5-1. (ケース1) 広域連携チームによるマッチング

【関係者の主な役割】

関係者	主な役割
広域連携チーム	チーム内に集約された情報をもとに、受援側が必要としている支援の内容と、支援側で支援可能な内容の調整（マッチング）を行い、その結果を被災県及び支援県等に連絡する。
被災県	広域連携チームがマッチングを行った県内の被災市町村に対し、マッチング先（支援者）と、マッチング先からの連絡を待って具体的な協議・調整を行うことを伝える。 広域連携チームがマッチングを行った県内の支援市町村や民間団体に対し、マッチング先（受援者）と、マッチング先へ連絡を行って具体的な協議・調整を行うことを伝える。
支援県	広域連携チームから、当該県が支援可能な内容について被災市町村とのマッチングが行われた旨の連絡を受けた場合は、マッチング先（受援者）へ連絡し、具体的な協議・調整を行う。 広域連携チームがマッチングを行った県内の支援市町村や民間団体に対し、マッチング先（受援者）と、マッチング先へ連絡を行って具体的な協議・調整を行うことを伝える。
広域連携チーム内職員	広域連携チームの欄を参照。
被災市町村	被災県から、当該市町村の支援要請内容について支援者のマッチングが行われた旨の連絡を受けた場合は、マッチング先（支援者）からの連絡を待って、具体的な協議・調整を行う。
支援市町村 被災県内支援市町村	県から、当該市町村が支援可能な内容について被災市町村とのマッチングが行われた旨の連絡を受けた場合は、マッチング先（受援者）へ連絡し、具体的な協議・調整を行う。
広域連携チーム内職員	広域連携チームの欄を参照。
民間団体	県から、当該団体の会員が支援可能な内容について被災市町村とのマッチングが行われた旨の連絡を受けた場合は、団体を通じて会員へ、マッチング先（受援者）と、マッチング先へ連絡を行って具体的な協議・調整を行うことを伝える。 マッチング先との協議・調整は会員が直接行い、民間団体は各会員の対応状況の把握に努める。
九州地方整備局 沖縄総合事務局 有識者	広域連携チームから、各組織が支援可能な内容について被災市町村とのマッチングが行われた旨の連絡を受けた場合は、マッチング先（受援者）へ連絡し、具体的な協議・調整を行う。
REO九州（事務所内）	適宜、広域連携チームとの情報共有を図る。
広域連携チーム内職員	広域連携チームの欄を参照。

【解説】

広域連携チームに集約された情報を基に、被災県・被災市町村が必要としている支援の内容に対し、支援者側で支援可能な内容があるか確認する。合致するものがある場合は、支援側、受援側双方の観点から優先的に実施すべきものを検討し、マッチングを行う。同様の支援内容が複数あった場合、支援能力の高さ（収集運搬の車両数、施設の処理能力など）、支援先への距離の近さといった観点から、優先度を検討する。同様の支援の要望が複数あった場合、被害の大きさ、被災県・被災市町村の担当部局の人数や機能状況、支援者との距離の近さ、住民の生活への支障の発生の有無といった観点から、優先度を検討する。

また、マッチングを行っている最中も、支援・受援に関する情報は、引き続き被災県や支援県を通じて適宜共有していただき、対応の優先度、緊急性等を勘案しながら、広域連携チームを中心として調整を進めていく。

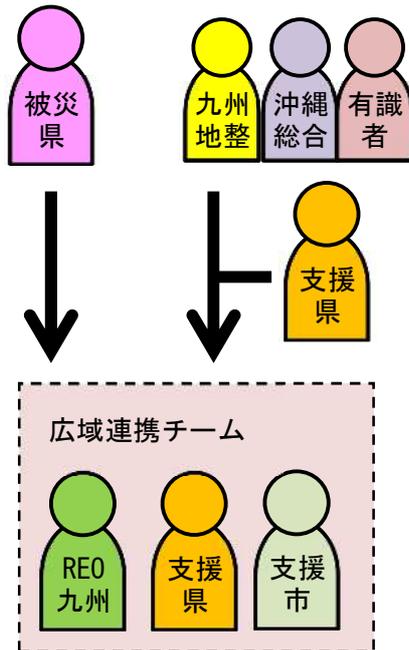
広域連携チームのマッチング結果を踏まえ、連絡を受けた支援・受援の各関係者は、支援の実施に向け、当事者同士で直接、具体的な支援・受援内容や支援の実施に際しての条件確認等を開始する。当事者同士で調整・確定した支援・受援内容は、広域連携チームへ情報共有した上で、実際の支援を開始していただくようにする。

なお、支援を行っている最中に支援内容・期間等に変更が生じた場合や、予定していた支援を途中で終了する場合は、当事者同士で合意した上で、支援の実施中に支援者から広域連携チームへ情報共有を行っていただく。

支援が完了した後は、支援者が受援者に対し実施報告を行い、受援者が内容を確認するとともに、予定していた支援が問題なく実施されていれば、支援者から広域連携チームへ情報共有していただき、支援を完了とする。

【関係者の具体的な行動】

(1) 広域連携チームは、集約された支援・受援の情報をもとに、マッチングの検討を行う。



リモートで広域連携チーム参加の構成員は、メール等により現地のチームや関係者と情報のやり取りを行う。
(以下同)

①被災県は「被災市町村が必要としている支援の内容」を、支援県、その他支援組織（九州地方整備局、沖縄総合事務局、有識者等の構成員）は、「支援可能な内容」を、広域連携チームへ共有する。

②広域連携チームは、集約された情報をもとに、双方で合致する内容があるか確認する。
合致するものがある場合、支援の緊急性が高いものを優先して、マッチングを行う。

【支援そのものの優先度を検討する上で考慮する点の例】

- ・被害の大きさや、生活環境保全上の支障の問題から、対応が急がれる
- ・被災市町村の担当部局が少人数である、庁舎の被災によって行政機能が停止しているなど、災害廃棄物への対応が十分に進められない状況にない

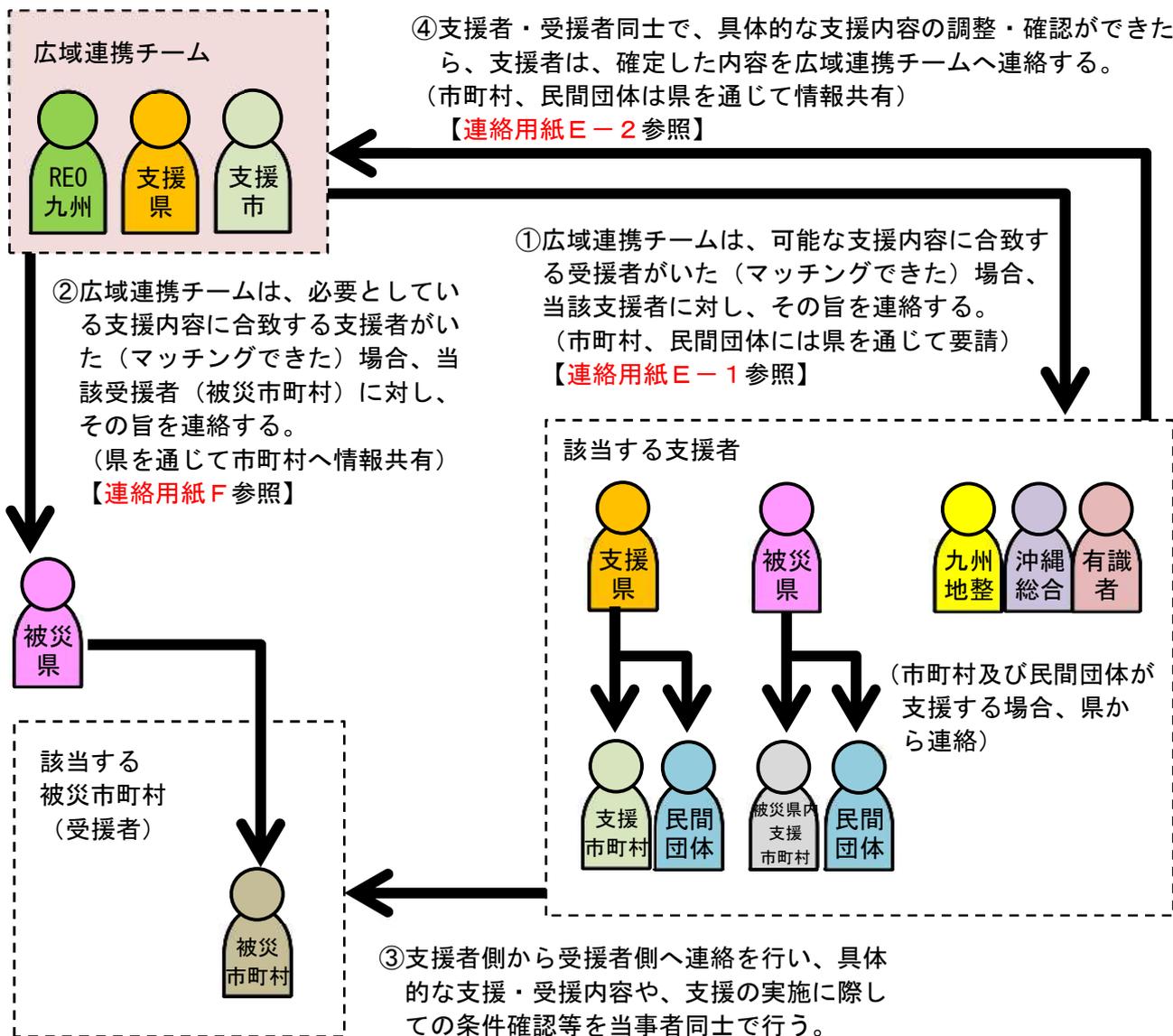
など

【同様の支援が可能な、複数の支援者がいる場合の、支援者の優先度を検討する上で考慮する点の例】

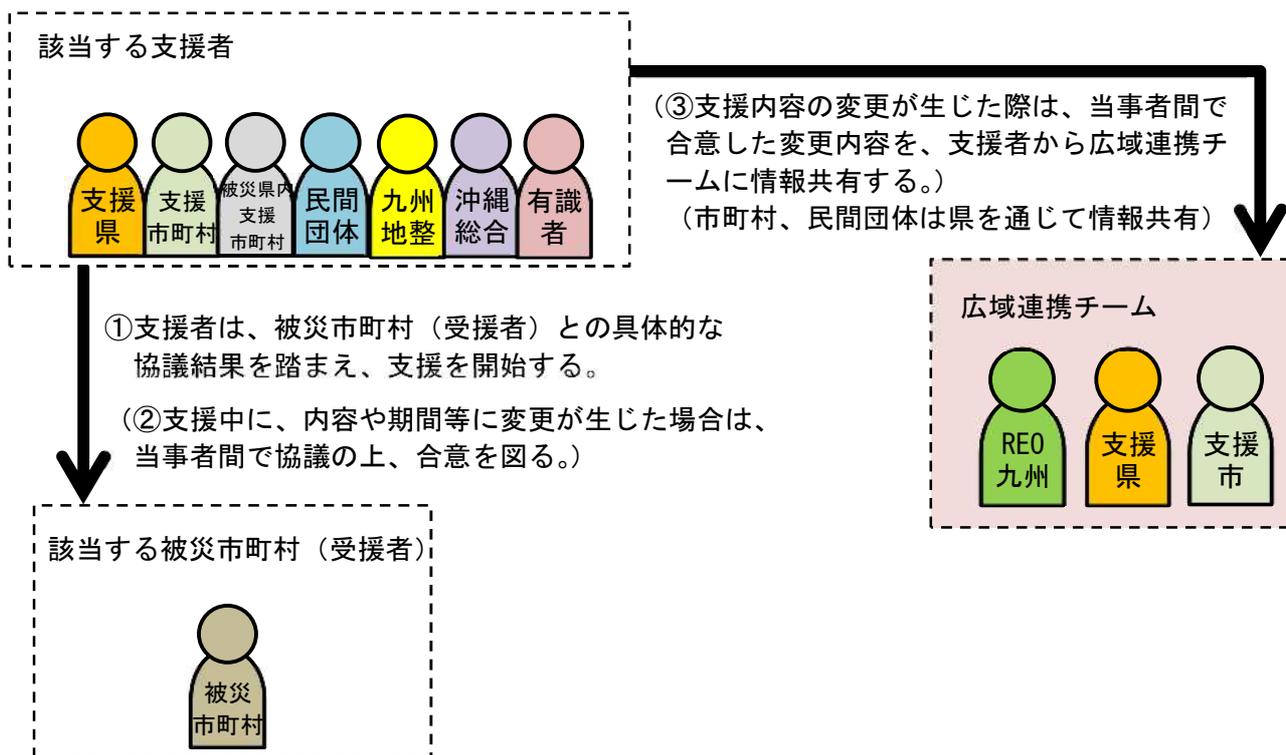
- ・支援能力が高い（収集運搬能力、中間処理能力、最終処分能力、派遣可能人数）
- ・支援に当たっての制約条件が少ない
- ・支援先の被災県・被災市町村への距離が近い

など

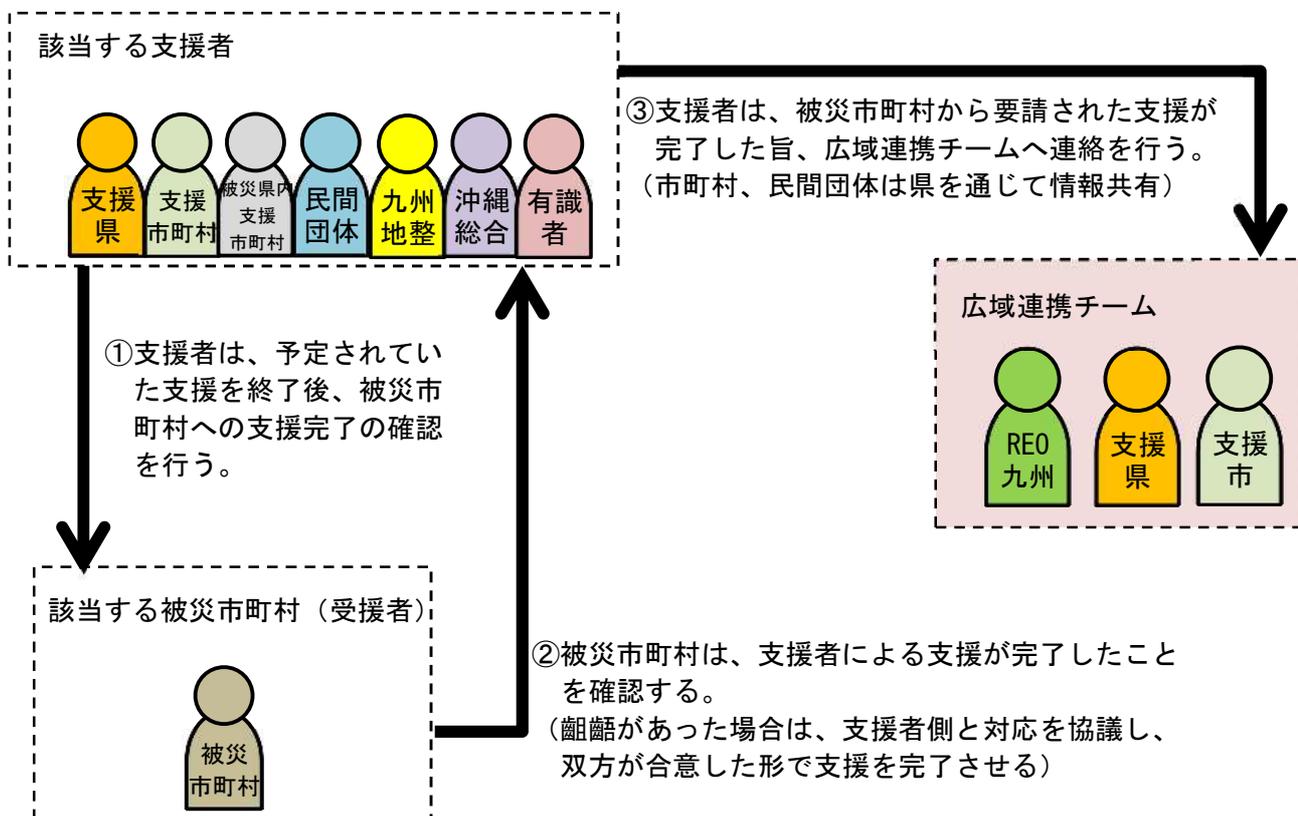
(2) マッチングの結果を踏まえ、広域連携チームは支援県・被災県等の各関係者へ連絡を行い、マッチングの連絡を受けた支援者と受援者は、当事者間で具体的な調整を行う。



(3) 該当する支援者は、被災市町村から要請された支援を実施する。



(4) 該当する支援者は、被災市町村に対する支援が終了したことを確認する。



【「5-1. (ケース1) 広域連携チームによるマッチング」における連絡事項】

関係者	連絡先	連絡事項
広域連携チーム	支援者 (支援県、被災県、 国の地方支分部局、 有識者のうち、該当 するところ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ マッチングの結果、被災市町村が必要とする支援内容と、支援者の支援可能な内容が合致したことの連絡 (県に対しては、県内の市町村や団体への支援要請内容も含む) ・ 合致した受援者の情報(支援先、支援の内容、支援先の担当者・連絡先等) <p>【連絡用紙E-1の使用を想定】 ※連絡は支援者側から行っていただく旨も伝える</p>
広域連携チーム	被災県 (該当するところ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ マッチングの結果、被災市町村が必要とする支援内容と、支援者の支援可能な内容が合致したことの連絡 ・ 合致した支援者の情報(支援者、支援の内容、支援者の担当者・連絡先等) <p>【連絡用紙Fの使用を想定】 ※連絡は支援者側から行う旨も伝える</p>
支援県	支援市町村、民間団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ マッチングの結果、被災市町村が必要とする支援内容と、支援者の支援可能な内容が合致したことの連絡 ・ 合致した受援者の情報(支援先、支援の内容、支援先の担当者・連絡先等) <p>【連絡用紙E-1の使用を想定】 ※連絡は支援者側から行っていただく旨も伝える</p>
被災県	被災県内支援市町村、民間団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ マッチングの結果、被災市町村が必要とする支援内容と、支援者の支援可能な内容が合致したことの連絡 ・ 合致した受援者の情報(支援先、支援の内容、支援先の担当者・連絡先等) <p>【連絡用紙E-1の使用を想定】 ※連絡は支援者側から行っていただく旨も伝える</p>
被災県	被災市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ マッチングの結果、被災市町村が必要とする支援内容と、支援者の支援可能な内容が合致したことの連絡 ・ 合致した支援者の情報(支援者、支援の内容、支援者の担当者・連絡先等) <p>【連絡用紙Fの使用を想定】 ※連絡は支援者側から行う旨も伝える</p>
支援者	受援者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域連携チームから連絡を受けたこと ・ 受援者が要請している支援内容の確認 ・ 支援に当たっての具体的な条件(受援者側からの要望も確認)

支援者（県、国の地方支分部局、有識者）	広域連携チーム	・ 受援者との具体的な条件確認・調整の結果 【連絡用紙 E-2 の使用を想定】
支援者（市町村、民間団体）	当該支援者の県	・ 受援者との具体的な条件確認・調整の結果 【連絡用紙 E-2 の使用を想定】
支援者（市町村、民間団体）が属する県	広域連携チーム	・ 支援者（市町村、民間団体）による受援者との具体的な条件確認・調整の結果 【連絡用紙 E-2 の使用を想定】

【「5-1. (ケース1) 広域連携チームによるマッチング」における連絡様式】

連絡用紙E-1 <広域連携チーム → 県 → 支援者(市町村・民間団体)>

または<広域連携チーム → 支援者(国の地方支分部局・有識者)>

連絡用紙E-1 : マッチングの連絡(支援側)

広域連携チーム → 県 → 支援者(市町村・民間団体)
広域連携チーム → 支援者(国の地方支分部局・有識者)

日付 :

担当者(広域連携チーム) :

担当者(県) :

支援組織名 :

支援組織担当部署 :

支援組織担当者名 :

広域連携チームで
記入の上、送付

下記のとおり、災害廃棄物処理の受援・支援に関するマッチングを行いました。

支援先自治体 :

支援先自治体担当者名 :

支援先自治体連絡先 :

支援要請内容 : 収集運搬 ・ 中間処理 ・ 最終処分 ・

人的支援 ・ その他()

支援概要(場所、数量、期間等) :

支援の実施に向け、支援組織から支援先へご連絡をしていただき、

具体的な内容、条件等について調整をお願いいたします。

連絡用紙E-2 <支援者（市町村・民間団体） → 県 → 広域連携チーム>

または<支援者（国の地方支分部局・有識者） → 広域連携チーム>

連絡用紙E-2 : 支援内容(確定)

支援者(市町村・民間団体) → 県 → 広域連携チーム
支援者(国の地方支分部局・有識者) → 広域連携チーム

日付 :

担当者(支援者) :

担当者(県) :

※県、国の機関、有識者の方は、広域連携チームへ本用紙をお送りください。

支援先自治体と調整の結果、下記の要領で支援を行います。

支援先自治体 :

支援先自治体担当者名 :

支援先自治体連絡先 :

支援内容 : 収集運搬 ・ 中間処理 ・ 最終処分 ・

人的支援 ・ その他()

支援概要(場所、数量、期間等) : 調整後の最終確定内容を記載

連絡用紙F : マッチングの連絡(受援側)

広域連携チーム → 被災県 → 受援者

日付 :

担当者(広域連携チーム) :

担当者(県) :

受援者自治体名 :

受援者自治体担当部署 :

受援者自治体担当者名 :

広域連携チームで
記入の上、送付

下記のとおり、災害廃棄物処理の受援・支援に関するマッチングを行いました。

支援組織 :

支援組織担当者名 :

支援組織連絡先 :

支援内容 : 収集運搬 ・ 中間処理 ・ 最終処分 ・

人的支援 ・ その他()

支援概要(場所、数量、期間等) :

支援の実施に向け、支援者から貴自治体へ連絡が行われます。

具体的な内容、条件等について調整をお願いいたします。

5-2. (ケース2) 広域連携チームによる支援可能な内容の提示

【関係者の主な役割】

関係者	主な役割
広域連携チーム	<p>チーム内に集約された情報をもとに、支援側で支援可能な内容を整理し、その結果を被災県に提示する。</p> <p>被災県（被災市町村）から支援要請を受けたら、支援を行う支援県（県内の支援市町村及び民間団体を含む）、国の地方支分部局、有識者へ連絡する。</p>
被災県	<p>広域連携チームから提示された支援可能な内容を、県内の被災市町村に共有する。</p> <p>この内容に基づき、被災市町村から支援の要請が被災県に行われた場合には、被災県から広域連携チームへの連絡を行う。</p>
支援県	<p>当該県が支援を行うことになった場合は、受援者との具体的な協議・調整を行う。</p> <p>被災市町村から、当該県内の支援市町村及び民間団体へ支援の要請があった場合は、受援者との具体的な協議・調整を行うよう連絡する。</p>
<p style="text-align: center;">-----</p> <p style="text-align: center;">広域連携チーム内職員</p>	<p style="text-align: center;">広域連携チームの欄を参照。</p>
被災市町村	<p>被災県から提示された支援可能な内容を見て、必要とする支援内容があった場合は、被災県へ支援要請を行う。</p> <p>その後、要請した支援者から連絡を受けた場合は、支援者との具体的な協議・調整を行う。</p>
<p>支援市町村 被災県内支援市町村</p>	<p>被災市町村から支援を要請されていることについて県から連絡を受けた場合は、受援者との具体的な協議・調整を行う。</p>
<p style="text-align: center;">-----</p> <p style="text-align: center;">広域連携チーム内職員</p>	<p style="text-align: center;">広域連携チームの欄を参照。</p>
民間団体	<p>被災市町村から当該団体会員が支援を要請されていることについて県から連絡を受けた場合は、団体を通じて会員への連絡を行う。受援者との具体的な協議・調整は、会員が直接行うものとし、民間団体は協議・調整状況の把握に努める。</p>
九州地方整備局 沖縄総合事務局 有識者	<p>被災市町村から支援を要請されていることについて広域連携チームから連絡を受けた場合は、受援者との具体的な協議・調整を行う。</p>
REO 九州（事務所内）	<p>適宜、広域連携チームとの情報共有を図る。</p>
<p style="text-align: center;">-----</p> <p style="text-align: center;">広域連携チーム内職員</p>	<p style="text-align: center;">広域連携チームの欄を参照。</p>

【解説】

5-1. の（ケース1）に対して、受援側（必要とする支援）の情報が十分把握できていない場合、支援側の情報のみを提示する（ケース2）での対応が考えられる。

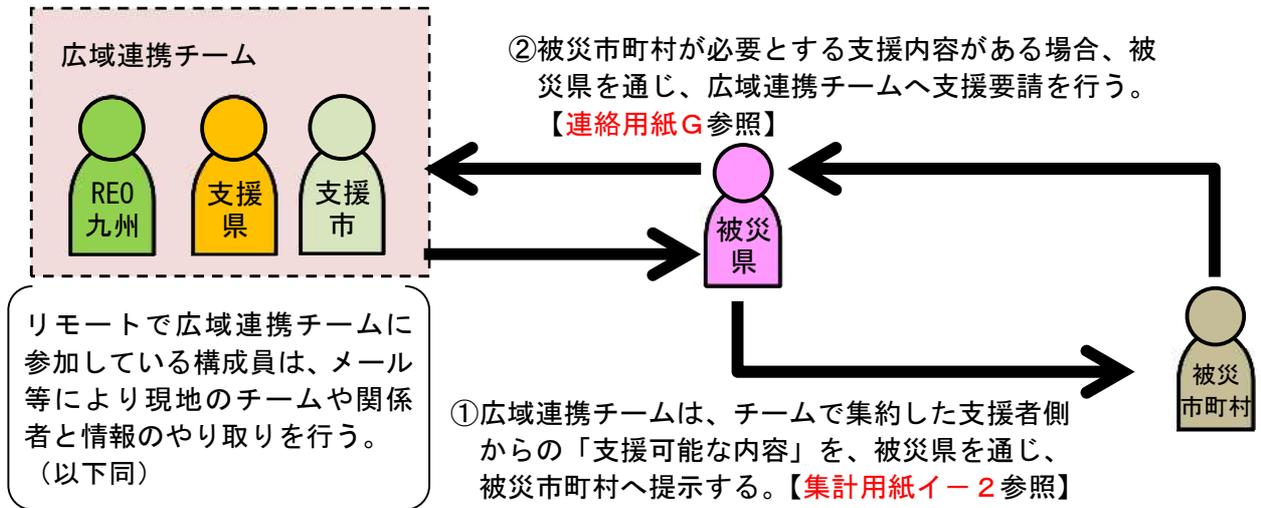
広域連携チームに集約された支援側の情報を、被災県を通じて被災市町村に提示する。提示された内容の中に、被災市町村側が必要とする支援内容がある場合は、被災県を通じ、広域連携チームへ支援の要請を行う。支援の要請があったものについては、広域連携チームから支援者へその旨の連絡を行い、連絡を受けた支援者は、支援の実施に向け、当事者同士で直接、具体的な支援・受援内容や支援の実施に際しての条件確認等を開始する。当事者同士で調整・確定した支援・受援内容は、広域連携チームへ情報共有した上で、実際の支援を開始していただくようにする。

なお、支援を行っている最中に支援内容・期間等に変更が生じた場合や、予定していた支援を途中で終了する場合は、当事者同士で合意した上で、支援の実施中に支援者から広域連携チームへ情報共有を行っていただく。

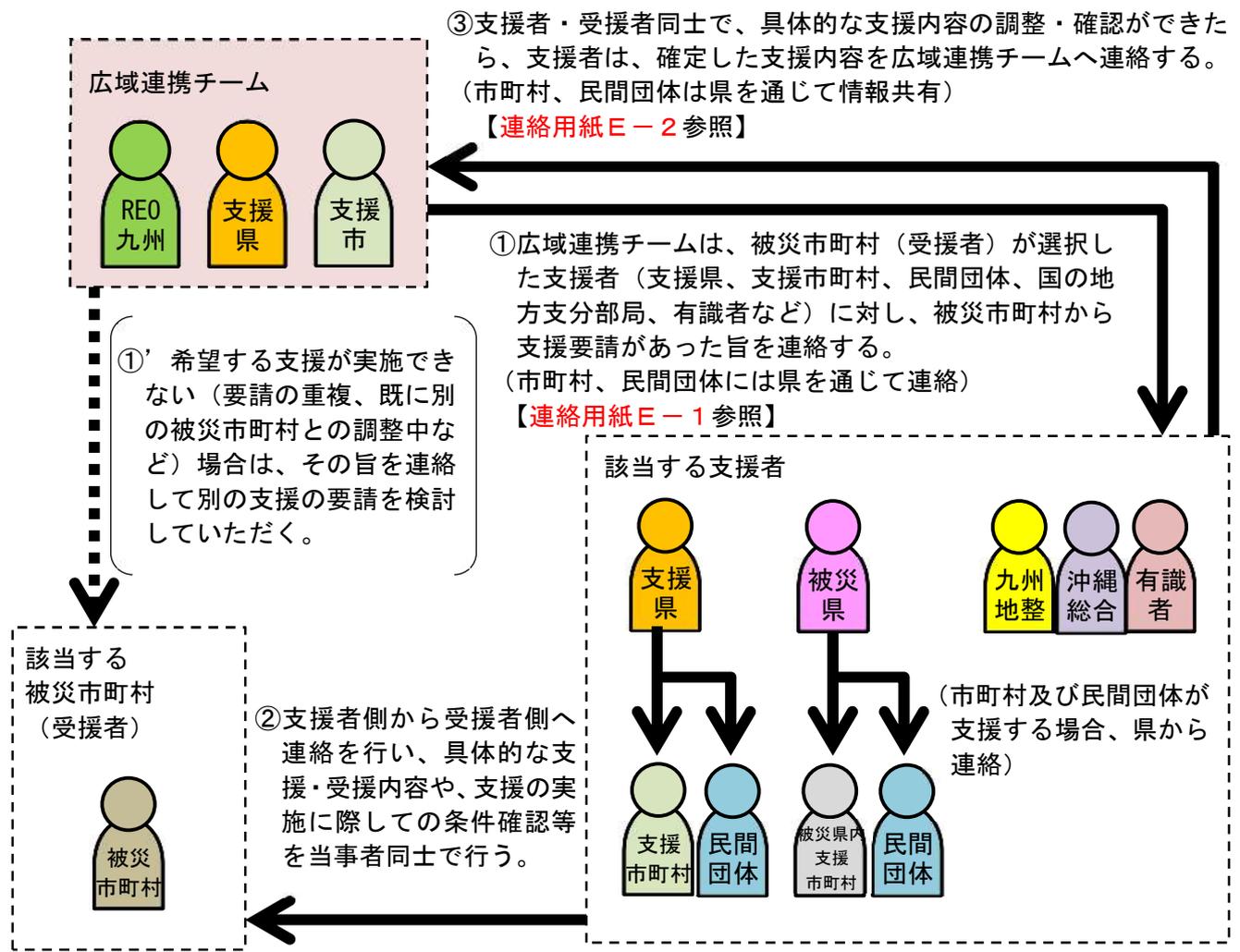
支援が完了した後は、支援者が受援者に対し実施報告を行い、受援者が内容を確認するとともに、予定していた支援が問題なく実施されていれば、支援者から広域連携チームへ情報共有していただき、支援を完了とする。

【関係者の具体的な行動】

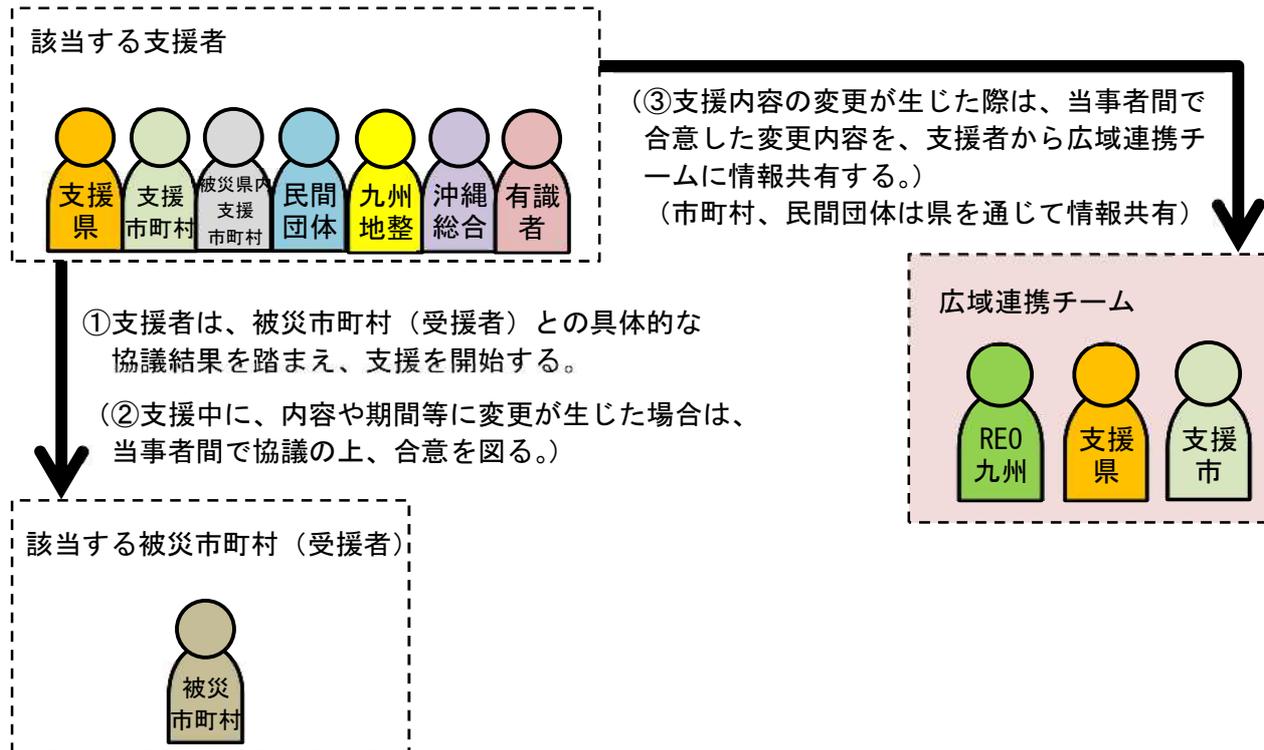
(1) 広域連携チームは、チームで集約した支援の情報を被災市町村に提示し、被災市町村が必要とする支援があれば選択（支援要請）してもらう。



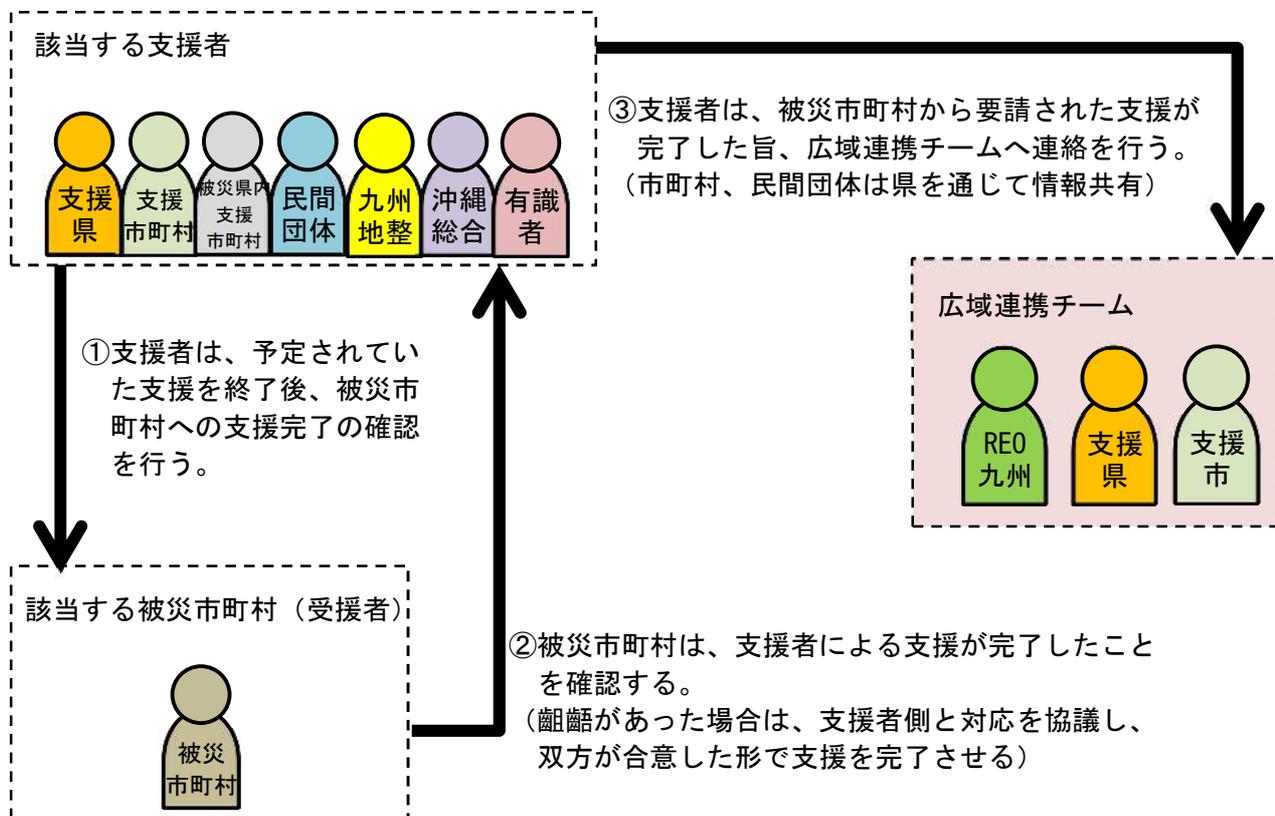
(2) 広域連携チームは、被災市町村（受援者）が選択した支援者に対し、支援の要請が行われたことを連絡するとともに、当事者同士での具体的な調整を開始するよう伝える。



(3) 該当する支援者は、被災市町村から要請された支援を実施する。



(4) 該当する支援者は、被災市町村に対する支援が終了したことを確認する。



【「5-2. (ケース2) 広域連携チームによる支援可能な内容の提示」における連絡事項】

関係者	連絡先	連絡事項
広域連携チーム	被災県	・ 支援可能な内容 【集計用紙イ-2の使用を想定】
広域連携チーム	支援者 (支援県、被災県、 国の地方支分部局、 有識者のうち、該当 するところ)	・ 被災市町村が要請した支援内容の連絡 (県に対しては、県内の市町村や団体へ の支援要請内容も含む) ・ 受援者の情報(支援先、支援の内容、 支援先の担当者・連絡先等) 【連絡用紙E-1の使用を想定】 ※連絡は支援者側から行っていただく旨 も伝える
被災県	被災市町村	・ 支援可能な内容 【集計用紙イ-2の使用を想定】
被災市町村	被災県	・ 要請したい支援者、支援の内容 【連絡用紙Gの使用を想定】
被災県	広域連携チーム	・ 被災市町村が要請した支援者、支援の 内容 【連絡用紙Gの使用を想定】
被災県	被災県内支援市町 村、民間団体	・ 支援者の情報(支援先、支援の内容、 支援先の担当者・連絡先等) 【連絡用紙E-1の使用を想定】 ※連絡は支援者側から行っていただく旨 も伝える
支援県	支援市町村、民間団 体	・ 受援者の情報(支援先、支援の内容、 支援先の担当者・連絡先等) 【連絡用紙E-1の使用を想定】 ※連絡は支援者側から行っていただく旨 も伝える
支援者	受援者	・ 広域連携チームから連絡を受けたこと ・ 受援者が要請している支援内容の確認 ・ 支援に当たっての具体的な条件(受援 者側からの要望も確認)
支援者(県、国の地方 支分部局、有識者)	広域連携チーム	・ 受援者との具体的な条件確認・調整の 結果 【連絡用紙E-2の使用を想定】
支援者(市町村、民間 団体)	当該支援者の県 間団体	・ 受援者との具体的な条件確認・調整の 結果 【連絡用紙E-2の使用を想定】
支援者(市町村、民間 団体)が属する県	広域連携チーム	・ 支援者(市町村、民間団体)による受 援者との具体的な条件確認・調整の結 果 【連絡用紙E-2の使用を想定】

【「5-2. (ケース2) 広域連携チームによる支援可能な内容の提示」における連絡様式】
集計用紙B-2、連絡用紙E-1、E-2は「5-1. (ケース1) 広域連携チームによるマッチング」における連絡様式を参照。

連絡用紙G <被災市町村 → 被災県 → 広域連携チーム>

連絡用紙G : 被災市町村からの支援要請 被災市町村 → 被災県 → 広域連携チーム

日付 :

受援者自治体名 :

受援者自治体担当部署 :

受援者自治体担当者名 :

担当者(県) :

受援者が記入の上、
送付

※県の担当者の方は、広域連携チームへ本用紙をお送りください。

下記の支援を希望します。

支援先自治体 :

支援内容 : 収集運搬 ・ 中間処理 ・ 最終処分 ・

人的支援 ・ その他()

支援概要(場所、数量、期間等) :

支援が可能な場合は、支援者から貴自治体へ連絡が行われますので。

具体的な内容、条件等について調整をお願いいたします。

支援が難しい場合は、県よりその旨をご連絡します。